

森林造成等事業補助金交付要綱

(最終改正 令和5年4月1日)

(通 則)

第1 森林造成等事業補助金（以下「補助金」という。）は森林の造成及び保全を図るため、市町村、森林組合、森林所有者等が行う森林造成等事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村、森林組合、森林所有者等（暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を除く。）に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整整第885号林野庁長官通知）及び森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する事業は次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

(1) 造林事業

(2) 小規模森林育成事業

2. 補助事業の内容、交付の対象、補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(経費の流用の禁止)

第3 第2の第1項に規定する各事業の経費は、相互に流用してはならない。

(申請手続)

第4 規則第3条の規定による申請書は、原則として、事業完了後速やかに提出するものとする。申請書及び添付書類の様式は、別記様式第1-1号のとおりとする。

2. 事業完了前に申請書を提出する場合の申請書及び添付書類の様式は、別記様式第1-2号のとおりとする。

3. 前項による申請の内容に変更が生じた場合は、別記様式第1-3号により申請し、知事の承認を受けなければならない。

4. 第2の第1項に規定する事業の(1)、(2)については、補助金交付事務の円滑な実施を図るため、補助金交付申請は委任形式により行うことができる。

(以下「代理申請」という。)この場合は次によるものとする。

(1) 補助金の交付の申請をしようとする者は、その事業が完了したときは速やかに委任者〔施行地所在の森林組合（森林組合のない市町村にあっては市町村とする。）〕に完了届けを提出し、補助金の申請手続及び請求、受領に関する一切の権限を委任する。

(2) 委任を受けた者（以下「代理申請者」という。）はこれをとりまとめ調査のうえ申請書を作成し、関係書類を添えて知事に提出するものとする。

5. 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があることが明らかな場合には、補助金交付申請書にそのことを明らかにし、補助金の交付を申請しなければならない。

(申請の取下げ)

第5 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から10日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6 知事は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、別記様式第5－1号により補助金の交付を決定する。第4の第1項の規定による申請の場合は、別記様式第5－2号により補助金の交付の決定と第8に定める補助金の額の確定を同時に行うものとする。

2. 第4の第5項に該当する場合は、知事は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額については、必要に応じ、減額して交付決定を行うことができる。

(実績報告)

第7 第4の第1項の規定による申請の場合は、申請書が規則第13条の規定による実績報告書を兼ねるものとする。

2. 第4の第2項の規定による申請の場合の規則第13条の規定による実績報告書は、事業完了後速やかに提出するものとする。実績報告書及び添付書類の様式は、別記様式第1－4号とする。

(補助金の額の確定)

第8 知事は、規則第14条により、第7の実績報告を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、しゅん工検査を行い、適當と認めた場合は、補助金の額を確定する。

(補助金の交付)

第9 知事は、補助金を補助事業の完了後、請求書に基づき交付する。

(補助金受領者の義務)

第10 造林事業、小規模森林育成事業にあっては、補助事業者は、補助事業完了年度の翌年度からすくなくとも5年間は補助事業に沿って、補植、保育、保険の加入等成林を図る上で必要な管理を行わなければならない。

2. 造林事業にあっては、補助事業者は、造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（特定森林再生事業の森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備にあっては、事業の完了年度の翌年度の初日

から起算しておおむね10年以内)に当該補事業の施行地を森林以外の用途へ転用する場合(補助事業の施行地を売渡し若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。以下同じ。)又は補助事業施行地上の立木竹を全面伐採除去する場合に、当該転用又は伐採除去(以下「転用等」という。)、その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

3. 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記様式第6-1により、その金額等を知事に報告しなければならない。

4. 紋の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度の初日から起算して10年度、別記様式第6-2により知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に共してはならない。

(交付の決定の取消し、又は補助金の返還)

第11 知事は、この補助金等の交付を受ける団体が、不正の手段により補助金等の交付決定を受けた場合又は暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合は、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金を返還させるものとする。

2. 知事は、規則第16条に規定する外に、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 第10の第2項に該当する場合は、当該施行地に係る補助金相当額(公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由の場合は、補助金相当額の返還の減免につき知事に協議することができる。)

(2) 第10の第3項に該当する場合は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等

相当額

- (3) 造林事業実施要領別表1に掲げる事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（造林事業実施要領別表2の査定基準に掲げる査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該事業が造林事業実施要領別表2の査定基準に掲げる査定係数90が適用される場合にあっては査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）
- (4) 造林事業実施要領別表1の森林環境保全直接支援事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、森林經營管理法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消となった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（造林事業実施要領別表2の査定基準に掲げる査定係数180及び170が適用される事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、当該事業が造林事業実施要領別表2の査定基準に掲げる査定係数90が適用される場合にあっては査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）
- (5) 人工造林の特殊地拵えを行った場合、当該施業地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた特殊地拵えに係る補助金相当額
- (6) 更新伐を行った場合、当該施業地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 2項の(5)に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実

施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額。ただし、「当該一体的に実施すべき事業をすべき期間を経過しても実施しないとき」には、当該一体的に実施すべき事業の実施内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

(8) 森林作業道等を開設し、又は改良した場合、当該森林作業道等に係る造林計画期間内に、その全部又は一部を転用若しくは用途変更しようとするとき又は補助 目的を達成することが困難となる場合、当該森林作業道等に係る補助金相当額

(9) 長期育成循環施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度の初日から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額

(支払状況報告)

第12 代理申請者は、補助金受領の日から原則として30日以内に委任者に当該補助金を支払うものとし、補助金配布明細書（様式7号）を作成し、これに基づいて補助金配布通知書（様式8号）を交付してこれを行い、委任者に当該補助金を支払った後10日以内にその状況を知事に報告（様式9号）するものとする。

(実施細則)

第13 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(書類の経由)

第14 この要綱により提出する書類は、名古屋市にあっては、県農林基盤局に、他の市町村にあっては所轄する県農林水産事務所に提出するものとする。

附 則（昭和55年4月1日付け55治第180号）

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年1月14日付け55治第180号）

この要綱は、昭和56年1月14日から適用する。

附 則（昭和57年4月8日付け57治第241号）

この要綱は、昭和57年4月8日から適用する。

附 則（昭和57年12月10日付け57治第241号）

この要綱は、昭和57年12月10日から適用する。

附 則（昭和60年3月30日付け60治第41号）

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年10月14日付け61治第148号）

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年1月12日付け63治第19号）

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年5月2日付け63治第98号）

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成2年1月8日付け1治第269号）

この要綱は、平成1年4月1日から適用する。

附 則（平成2年7月20日付け2治第180号）

この要綱は、平成2年7月20日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成2年12月26日付け2治第279号）

この要綱は、平成2年12月26日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年12月13日付け3治第247号）

この要綱は、平成3年12月13日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年9月24日付け4治第196号）

この要綱は、平成4年9月24日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年11月29日付け5治第218号）

この要綱は、平成5年11月29日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年11月25日付け6治第246号）

この要綱は、平成6年11月25日から施行し、平成6年6月23日から適用する。

附 則（平成7年5月19日付け7治第122号）

この要綱は、平成7年5月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年7月23日付け8治第172号）

この要綱は、平成8年7月23日から施行し、平成8年5月10日から適用する。

附 則（平成9年9月18日付け9治第224号）

この要綱は、平成9年9月18日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年8月19日付け11治第215号）

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年9月11日付け12森保第262号）

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年8月3日付け13森保第188号）

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年5月17日付け14森保第123号）

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月25日付け15森保第409号）

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年12月28日付け18森保第1108号）

この要綱は、平成18年12月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月25日付け19森保第108号）

この要綱は、平成19年4月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日付け20森保第112号）

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日付け21森保第215号）

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年4月1日付け22森保第447号）

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年7月1日付け23森保第319号）

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月25日付け24森保第241号）

この要綱は、平成24年6月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年10月26日付け24森保第614号）

この要綱は、平成24年10月26日から適用する。

附 則（平成25年4月1日付け25森保第9号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月19日付け25森保第1000号）

この要綱は、平成26年3月19日から適用する。

附 則（平成26年4月1日付け26森保第357号）

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月9日付け27森保第333号）

この要綱は、平成27年4月9日から適用する。

附 則（平成28年4月1日付け28森保第150号）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月3日付け29森保第78号）

この要綱は、平成29年4月3日から適用する。

附 則（平成30年4月2日付け30森保第95号）

この要綱は、平成30年4月2日から適用する。

附 則（平成31年4月1日付け31森保第91号）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け2森保第65号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年11月18日付け2森保第664号）

この要綱は、令和2年11月18日から適用する。

附 則（令和3年4月1日付け3森保第34号）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日付け4森保第74号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年4月1日付け5森保第296号）

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表1

補助金の種類	補助対象事業		対象経費	補助率	交付の対象	備考
(1)造林事業補助金	「造林事業実施要領」に基づいて実施する補助造林事業	森林環境保全直接支援事業	事業を行うのに要する経費	補助対象事業費の4/10 ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業及びこれらに必要な路網の整備については補助対象事業費の5/10	次のいずれかの者とする。 (7)市町村 (イ)森林所有者 (ロ)森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。） (ハ)森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの）をいう。以下同じ。） (オ)特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。） (カ)森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。） (キ)森林經營計画の認定を受けた者（以下「森林經營計画策定者」という。） (ク)特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 (コ)森林經營管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）	
	特定森林再生事業	森林緊急造成	事業を行うのに要する経費	補助対象事業費の4/10 ただし、市町村及び森林整備法人等が行う場合については補助対象事業費の5/10	(7)市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林經營管理法第4条の規定により市町村が經營管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであつて、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。） (イ)森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）	
		被害森林整備	同上	補助対象事業費の4/10	市町村、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林經營計画策定者又は民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除く（市町村にあってはこの限りではない。）こととし、市町村にあっては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。また、森林經營計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）	
		重要インフラ施設周辺森林整備	同上	補助対象事業費の4/10 ただし、市町村及び森林整備法人等が行う場合については補助対象事業費の5/10	(7)市町村（自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。） (イ)森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）	
		保全松林緊急保護整備	同上	補助対象事業費の7/10	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林經營計画策定者（ただし、森林經營計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、民間事業者	
	農山漁村地域整備交付金	糸の森整備事業	事業を行うのに要する経費	補助対象事業費の7/10 ただし、用地等取得について補助対象事業費の4/10	市町村、森林經營計画の認定を受けた者、特定非営利活動法人等、市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者	
		花粉発生源対策促進事業	同上	補助対象事業費の4/10	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林經營計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者	

(2) 小規模森林育成 事業費補助金	「小規模森林 育成事業実施 要領」に基づ いて実施する 補助事業	植栽等	地拵え、地表かき起こし、植 付け、播種、不良萌芽の除去 に要する経費	補助対象事業費の4/10以内	森林所有者、市町村、森林組合、特定非営利法人、森林整備法人及び林業事業体	
	間伐		不用木の除去、不良木の淘汰、 搬出集積に要する経費			

造林事業等画像撮影基準

- 森林造成事業等補助金交付申請書等に添付する写真は、事業実施前及び事業完了後の状況写真とする。その他、下表に基づく写真を撮影、保管し、必要に応じて、竣工検査時に提示するものとする。
- 写真については、GNSSの位置データが記録されたものとする。

作業種	撮影する作業内容等(※注1~3)	撮影頻度(※注4)	適用等
人工造林	地拵え状況(実施前・中・後)	1施工地につきそれぞれ 検査箇所数と同等枚数以上	実施した場合のみ 人力地拵えの場合はその状況を含む
	植栽作業実施前・後(近景)		・補植の場合は、補植前の枯損率を確認できる 写真を撮影すること
	苗木人肩運搬状況		実施した場合のみ
樹下植栽等	人工造林に準じる		
下刈り	作業実施前・後(近景及び遠景)	1施工地につきそれぞれ 検査箇所数と同等枚数以上	・人工造林の施工地において4回目以降に実施 する場合は、真に下刈りの必要性を証するに足 る写真を撮影すること
雪起こし	被害状況(近景及び遠景) 作業実施後(近景及び遠景)	1施工地につきそれぞれ 検査箇所数と同等枚数以上	
倒木起こし	雪起こしに準じる		
枝打ち	下刈りに準じる		
除伐	下刈りに準じる		
保育間伐	選木状況(作業中)	1施工地につきそれぞれ 検査箇所数と同等枚数以上	・作業実施前は選木完了したことが分かる状況 ・作業実施前・後の写真は、伐採状況が確認で きるよう同一箇所を撮影すること
	作業実施前(近景)		
	作業実施後(近景)		
間伐	選木状況(作業中)	1施工地のまとまり(査定 単位)につきそれぞれ 検査箇所数と同等枚数以上	実施した場合のみ(定性は必須)
	作業実施前(近景)		・選木した場合、選木完了後の状況 ・定性の場合、選木状況により定性であることが 分かるよう努める ・作業実施前・後の写真は、伐採状況が確認で きるよう同一箇所を撮影すること
	集材状況		車両系か架線系か分かる状況 架線系の場合は素張り状況が分かるもの
	造材状況		使用機械が分かるように撮影すること
	作業実施後(近景)		・定性か列状か分かるよう努める ・作業実施前・後の写真は、伐採状況が確認で きるよう同一箇所を撮影すること
	搬出状況 (市場伝票等により材積等が確認できる場合)	1集積箇所又は1路網につき1枚以上	はい積み、トラック積み状況等
	搬出状況 (上記以外の場合)	全材積分	はい積み、トラック積み状況等
更新伐	間伐に準じる		
衛生伐	被害状況(近景及び遠景)	1施工地につきそれぞれ 1枚以上	実施した場合のみ
	被害材積計測状況		
	現地破碎処理状況		
	作業完了後(近景及び遠景)		
付帯施設等整備	鳥獣害防止 施設等整備	1施工地につきそれぞれ 1枚以上	
	林内作業場 及び林内かん 水施設整備	1施工地につきそれぞれ 1枚以上	
	林床保全整 備	1施設等につき検査箇所 数と同等枚数以上	
	荒廃竹林整 備	1施工地につきそれぞれ 検査箇所数と同等枚数以上	
森林作業道整備	開設又は改良前・中・後	1路線につき、始点、中間 点、終点をそれぞれ1枚以 上。	実施後の近景は、測量ポール等により幅員等 が分かるように撮影すること
	伐開前・後		実施した場合のみ
	除根状況		実施した場合のみ 測量ポール等により幅員等が分かるように撮 影すること
	構造物		検査時に不可視となる構造物を除き、同程度 の規格の構造物が2以上ある場合は、2以降は 省略することができる

※注1)事業実施前と事業完了後の画像の撮影箇所、撮影範囲、撮影方向等は概ね同じであること。

※注2)原則として黒板等により作業種、施行地名、作業内容等がわかるように撮影すること。

※注3)採択要件等に応じて、測量ポール等により規格等がわかるように努めること。

※注4)検査箇所数とは、造林事業等検査要領第17条記載の本数検査法による検査箇所数のことを指す。

様式第1-1号

令和 年度 森林造成等事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 住所

(受任者) 氏名

下記のとおり事業を実施したので、森林造成等事業補助金交付要綱に基づいて、
補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

事業名 事業

「添付書類」

別紙のとおり

添付書類

	名称	様式	備考
1	申請内訳書	第2-1号 第2-2号	
2	施業箇所位置図	—	施行地の位置を示した5万分の1の地形図又はこれに準ずる図面。
3	施業図（1/5,000）及び実測図	第3-1号	間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。
4	森林作業道整備線形図	—	3 施業図に必要事項を記載したものでも可。
5	森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料	—	森林作業道の復旧を実施する場合に限る。
6	現地写真	—	造林事業等画像撮影基準（別表2）によるもの。
7	施行地の位置、区域、面積、施業状況のわかるオルソ画像*	—	2～5の書類を省略可能。 なお、4回目以降の下刈りは 5 現地写真 により添付すること。
8	搬出材積集計表	第3-2号	森林環境保全直接支援事業による間伐、更新伐の場合に限る。
9	平均胸高直径調査表	第3-3号	森林環境保全直接支援事業の保育間伐において、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の要件を適用する場合は、伐採した不良木の平均胸高直径調査表を添付すること。
10	社会保険等の加入状況調査表	第3-4号	
11	委任状及び精算依頼書	第4号	事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。
12	・森林経営計画の対象森林であることを確認できる書類 又は ・森林経営計画の対象森林とすることを確認できる書類	—	特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて施業を行う場合に限る。 (森林環境保全整備事業実施要領の運用1 (16) イ)
13	知事が施行地の間伐及び更新伐を複数年に分割して実施することを認定した書類	—	地理的条件等の観点から、施行地の全てにおける間伐及び更新伐を一括して行うことが困難である場合に限る。 (森林環境保全整備事業実施要領の運用1 (15) オ (イ))
14	受委託契約書又は請負契約書の写し	—	事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けた者である場合を除く。
15	実行経費内訳書	—	市町村等が請負に付して実行した事業、森林環境保全整備事業実施要領第1の2の(2)のアの(シ)の事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。
16	分収林契約等の写し	—	分収林契約が締結されている場合に限る。
17	森林所有者等との協定書の写し	—	森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ周辺施設森林整備に限る。
18	以下いずれかの書類 ・伐採及び伐採後の造林の届出書の写し ・森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し ・伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類	—	人工造林及び樹下植栽等に限る。
19	施業実施協定書の写し及び団体規約の写し	—	事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。
20	森林共同施業団地協定書の写し並びに当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積及び伐採木の搬出材積の一覧	—	・森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐に係る補助金の交付申請に限る。 ・当該国有林の施行地の位置を、3 施業図又はこれに準ずる図面に明記すること。
21	農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート	—	・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に基づくチェックシートを提出すること。 ・過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しを提出すること。 ・過去1年間に本補助事業においてチェックシートを提出している場合は、提出を省略できる。

*オルソ画像：中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。

様式第1－2号

令和 年度 森林造成等事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 住所

(受任者) 氏名

下記の事業について、森林造成等事業補助金交付要綱に基づき、補助金を交付
されるよう関係書類を添えて申請します。

記

事業名 事業

「添付書類」

別紙のとおり

添付書類

	名称	様式	備考
1	申請内訳書	第2-1号 第2-2号	
2	施業箇所位置図	—	施行地の位置を示した5万分の1の地形図又はこれに準ずる図面。
3	施業図（1/5,000）及び実測図	第3-1号	間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。
4	森林作業道整備線形図	—	3 施業図に必要事項を記載したものでも可。
5	森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料	—	森林作業道の復旧を実施する場合に限る。
6	現地写真	—	造林事業等画像撮影基準（別表2）によるもの。
7	施行地の位置、区域、面積、施業状況のわかるオルソ画像*	—	2～5の書類を省略可能。 なお、4回目以降の下刈りは 5 現地写真 により添付すること。
8	搬出材積集計表	第3-2号	森林環境保全直接支援事業による間伐、更新伐の場合に限る。
9	平均胸高直径調査表	第3-3号	森林環境保全直接支援事業の保育間伐において、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の要件を適用する場合は、伐採した不良木の平均胸高直径調査表を添付すること。
10	社会保険等の加入状況調査表	第3-4号	
11	委任状及び精算依頼書	第4号	事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。
12	・森林経営計画の対象森林であることを確認できる書類 又は ・森林経営計画の対象森林とすることを確認できる書類	—	特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて施業を行う場合に限る。 (森林環境保全整備事業実施要領の運用1 (16) イ)
13	知事が施行地の間伐及び更新伐を複数年に分割して実施することを認定した書類	—	地理的条件等の観点から、施行地の全てにおける間伐及び更新伐を一括して行うことが困難である場合に限る。 (森林環境保全整備事業実施要領の運用1 (15) オ (イ))
14	受委託契約書又は請負契約書の写し	—	事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けた者である場合を除く。
15	実行経費内訳書	—	市町村等が請負に付して実行した事業、森林環境保全整備事業実施要領第1の2の(2)のアの(シ)の事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。
16	分収林契約等の写し	—	分収林契約が締結されている場合に限る。
17	森林所有者等との協定書の写し	—	森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ周辺施設森林整備に限る。
18	以下いずれかの書類 ・伐採及び伐採後の造林の届出書の写し ・森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し ・伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類	—	人工造林及び樹下植栽等に限る。
19	施業実施協定書の写し及び団体規約の写し	—	事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。
20	森林共同施業団地協定書の写し並びに当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積及び伐採木の搬出材積の一覧	—	・森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐に係る補助金の交付申請に限る。 ・当該国有林の施行地の位置を、3 施業図又はこれに準ずる図面に明記すること。
21	農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート	—	・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に基づくチェックシートを提出すること。 ・過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しを提出すること。 ・過去1年間に本補助事業においてチェックシートを提出している場合は、提出を省略できる。

*オルソ画像：中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。

様式第1－3号

令和 年度 森林造成等事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 住所

(受任者) 氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

事業名 事業

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

(注) 変更事項ごとに補助金交付申請書の添付書類の様式によって変更に係る部分についてのみ上段に変更前、下段に変更後をいずれも黒書きし、その内容が対比できるよう作成すること。

様式第1－4号

令和 年度 森林造成等事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 住所

(受任者) 氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があつた下記の事業について、
その実績を別添のとおり報告します。

記

事業名 事業

「添付書類」

別紙のとおり

添付書類

	名称	様式	備考
1	申請内訳書	第2-1号 第2-2号	
2	施業箇所位置図	—	施行地の位置を示した5万分の1の地形図又はこれに準ずる図面。
3	施業図（1/5,000）及び実測図	第3-1号	間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。
4	森林作業道整備線形図	—	3 施業図に必要事項を記載したものでも可。
5	森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料	—	森林作業道の復旧を実施する場合に限る。
6	現地写真	—	造林事業等画像撮影基準（別表2）によるもの。
7	施行地の位置、区域、面積、施業状況のわかるオルソ画像*	—	2～5の書類を省略可能。 なお、4回目以降の下刈りは 5 現地写真 により添付すること。
8	搬出材積集計表	第3-2号	森林環境保全直接支援事業による間伐、更新伐の場合に限る。
9	平均胸高直径調査表	第3-3号	森林環境保全直接支援事業の保育間伐において、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の要件を適用する場合は、伐採した不良木の平均胸高直径調査表を添付すること。
10	社会保険等の加入状況調査表	第3-4号	
11	委任状及び精算依頼書	第4号	事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。
12	・森林経営計画の対象森林であることを確認できる書類 又は ・森林経営計画の対象森林とすることを確認できる書類	—	特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて施業を行う場合に限る。 (森林環境保全整備事業実施要領の運用1 (16) イ)
13	知事が施行地の間伐及び更新伐を複数年に分割して実施することを認定した書類	—	地理的条件等の観点から、施行地の全てにおける間伐及び更新伐を一括して行うことが困難である場合に限る。 (森林環境保全整備事業実施要領の運用1 (15) オ (イ))
14	受委託契約書又は請負契約書の写し	—	事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けた者である場合を除く。
15	実行経費内訳書	—	市町村等が請負に付して実行した事業、森林環境保全整備事業実施要領第1の2の(2)のアの(シ)の事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。
16	分収林契約等の写し	—	分収林契約が締結されている場合に限る。
17	森林所有者等との協定書の写し	—	森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ周辺施設森林整備に限る。
18	以下いずれかの書類 ・伐採及び伐採後の造林の届出書の写し ・森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し ・伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類	—	人工造林及び樹下植栽等に限る。
19	施業実施協定書の写し及び団体規約の写し	—	事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。
20	森林共同施業団地協定書の写し並びに当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積及び伐採木の搬出材積の一覧	—	・森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐に係る補助金の交付申請に限る。 ・当該国有林の施行地の位置を、3 施業図又はこれに準ずる図面に明記すること。
21	農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート	—	・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に基づくチェックシートを提出すること。 ・過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しを提出すること。 ・過去1年間に本補助事業においてチェックシートを提出している場合は、提出を省略できる。

*オルソ画像：中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。

樣式第 2 - 1 号

令和 年度 造林事業 小規模森林育成事業] 補助金交付申請内訳書

- (注) 1. 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林經營計画又は特定間伐等促進計画ごとの事業規模等の要件を満たす施行地のまとまりを単位として行うものとし、小計をとる。
 2. 「雇用の有無」欄は、事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施された（される）場合、有と記入する。
 3. 作業種欄は、人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、衛生伐、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備、林内作業場及び林内かん水施設整備、林床保全整備、荒廃竹林整備）、森林作業道整備、森林保全再生整備（鳥獣害防止施設等整備、鳥獣の誘引捕獲）を記入すること。
 4. 面積単位でない作業種は、「面積」欄に延長（m）、箇所数等を記入すること。
 5. 人工造林、樹下植栽等、衛生伐、付帯施設等整備、森林作業道整備以外の作業種については、林齡を記入すること。
 6. 「森林所有者」欄には森林所有者の氏名及び電話番号を記載する。また、多人数で欄に収まらない場合、別紙で作成する。
 7. 「事業実行者」欄は、事業主体からの請負等により実作業を行った（行う）者を記入すること。
 8. 面積、森林作業道の延長はボケットコンパス等による測量等による。ただし、1ha未満の小施行地については要点間の距離測量による簡易法によることができる。
 9. 造林地の林班、小班番号欄には森林簿の数字を記入すること。

様式第2－2号

令和 年度 造林事業補助金交付申請内訳書（糸の森整備事業分）

記

1. 事業実績

区分	構造規格	事業量	事業費	事業費の内訳(円)	
			(円)	直接費	諸経費
全 体 計 画 調 査		式			
共生林整備	樹木等の植栽・播種	ha			
	雑草木の除去	ha			
	不用木の除去・不良木の淘汰	ha			
	枝葉の除去	ha			
	小計	ha			
付帯施設整備	標識類整備	式			
	林内作業場整備	箇所			
	駐車場整備	m ²			
	防火施設整備	箇所			
	機能保持施設整備	箇所			
	給排水施設整備	箇所			
	休憩施設整備	箇所			
	防護柵等整備	箇所			
	渓流路整備	箇所			
	小計				
林内歩道等	林内歩道	m			
	糸の森作業路	m			
	小計				
用地等取得	土地取得	ha			
	立木竹取得	m ₃			
	小計				
合計					

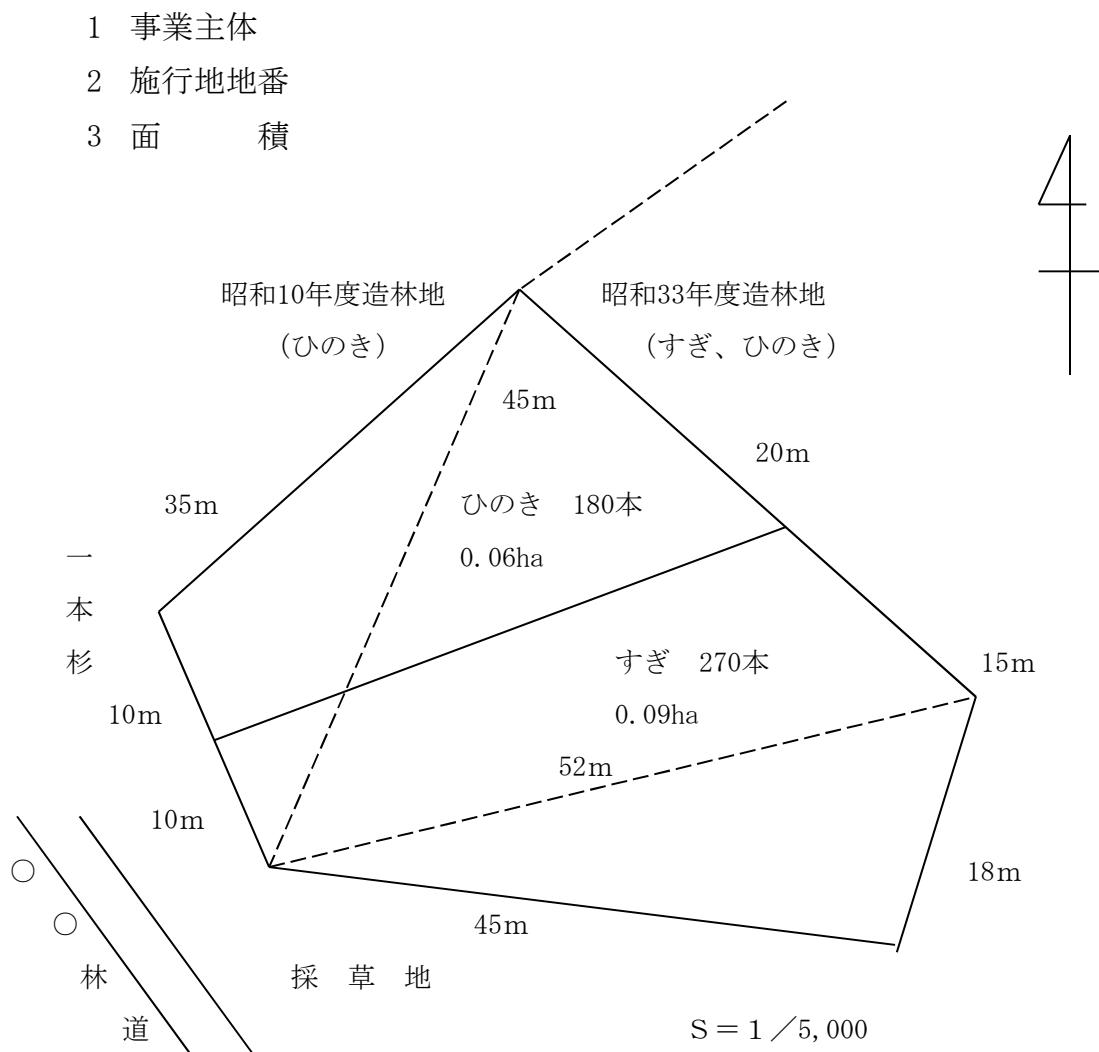
2. 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

様式第3－1号

(造林)

番号



(注) 1 測量野帳の添付は任意

2 施業図記載要領

- (1) 一団地に林種、樹種の異なるものがある場合、または既造林地、除地等のある場合は区別して図示すること。
- (2) 一申請書で2か所以上ある場合は1施行地1葉とすること。
(ただし、森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐については、交付申請単位内の施行地のまとまりで1葉とすることができます。)
- (3) 施行地および施行地に至るまでの主な目標物を記入すること。
- (4) 除地（1か所0.01ha以上）があるときは図示する。
- (5) 要点間の距離測量を行った場合には、上図のように図示することができる。
- (6) 間伐、更新伐に係る交付申請書の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。

樣式第3-2号

搬出材積集計表

申請單位番號

1ha当たり搬出材積 = m³/ha

- (注) 1. 本表は、搬出材積を区分する施行地のまとまり毎に記入する。
2. 証明書、写真等の証拠書類は、補助金交付申請書及び実績報告書への添付は任意
(事業主体が保管し、竣工検査時に検査員に提示することも可)
3. 1ha当たり搬出材積は、小数第2位を切り捨て、1位止とする。
4. 重量単位で記載された伝票等に基づく搬出材積の換算方法は、搬出材の生重量1トンあたり材積1.2
立法メートルで換算することを標準とする。
ただし、含水率等の測定等により適切な換算根拠がある場合は、その他の換算方法を適用できる。

平均胸高直径調査表

樹種・林齡

胸 高 直 径 (cm)	本 数	胸 高 直 径 合 計 (cm)
6		
8		
10		
12		
14		
16		
18		
20		
22		
24		
26		
28		
30		
32		
34		
36		
38		
40		
合 計	(B)	(A)

(A)

(B)

平均胸高直径 = ÷
 _____ cm

- (注) 1. 調査野帳等の証拠書類は、補助金交付申請書及び実績報告書への添付は任意
(事業主体が保管し、竣工検査時に検査員に提示することも可)
2. 平均胸高直径は、小数第2位を切り捨て、1位止とする。

社会保険等の加入実態状況調査表

事業実施期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

整理番号

(注) 1. 本表は、施行地ごとに、事業に従事する各現場労働者について社会保険等の加入状況を取りまとめる。

2. 証明書等の証拠書類は、補助申請者が保管し、竣工検査で検査員から求められた場合は提示する。（補助金交付申請書及び実績報告書への添付は不要）

3. 算出された平均点数に応じて、間接費の社会保険料等として表1に示す率を加算できる。

4. 平均点数は、小数第2位を切り捨て、1位止とする。

5. 本様式は令和5年度造林事業標準単価表の改正後から適用するものとし、それまでは旧様式によること。

平均点数	1点以上	7点未満
85点以上	1.0%	0.0%
80点以上	0.5%	0.0%
75点以上	0.0%	0.0%

表1：平均点数別の加算率

平均点数	加算率	
1点以上	7点未満	3 %
7点以上	13点未満	10 %
13点以上	23点未満	13 %
	23点以上	18 %

様式第4号

委任状及び精算依頼書

私どもは _____ を代理人と定め次の1の事項を委任します。
なお、あわせて補助金受領の際、下記2の代金を精算されるよう依頼します。

1. 記載番号の _____ に対する令和 年度 事業補助金の交付
申請並びに請求及び受領に関すること。
2. 令和 年度 事業補助金受領の際下記の代金を精算されること。
- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

殿

令和 年 月 日

申請番号	住 所	氏 名

- 注1) 補助金から控除できるものとして記載する事項は、
- ア 補助金事務取扱手数料
- イ 申請にかかる施行地に使用した苗木等の造林資材の立替代金または
売払代金
- ウ 申請にかかる施行地に対する森林保険料
- エ 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る
事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部。
- 2) 申請番号は様式第2号の申請内訳書の番号と一致させること。
- 3) 日付けは委任者全員の委任が完了した日でかつ申請書提出以前の日付け
とする。
- 4) 委任者が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とし、様式第1号の
申請内容が正しく記載されていることを確認した上で署名すること。
- 5) 多人数の場合は、欄のみ別紙で作成して続ける。

様式第5－1号

〇〇〇第〇〇〇〇〇号

令和 年 月 日

様

愛知県知事印

令和 年度森林造成等事業補助金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付けの申請については、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）第4条及び森林造成等事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助対象事業名

〇〇〇〇事業

2 補助対象経費

金 円

3 補助金額

金 円

4 補助金交付に当たっての条件

- (1) 本補助金は、補助事業の遂行の目的以外のものに使用してはならない。
- (2) 補助事業者は、規則、要綱及び造林事業実施要領を遵守すること。
- (3) 申請の内容の変更が生じた場合は、別記様式第1－3号により申請し、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助金の代理受領者は、要綱第12に基づき、受領した補助金を速やかに事業主体に支払うとともに、当該補助金の交付条件を通知すること。
- (5) 補助事業者は、補助金交付申請書及びその証拠書類等を、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保管するものとする。
- (6) 補助事業者は、補助事業完了年度の翌年度から少なくとも5年間は補助事業に沿って、補植、保育、森林保険加入等、成林を図る上で必要な管理を行わなければならない。
- (7) ※各補助事業に係る補助金の交付に当たって付すべき条件を記載。
(森林環境保全整備事業実施要領 第5の5 (1) または農山漁村地域整備交付金実施要綱 別紙6 (森林整備事業に係る運用) 第8の6 (1) を転記)

様式第5－2号

〇〇〇第〇〇〇〇号

令和 年 月 日

様

愛知県知事印

令和 年度森林造成等事業補助金の交付決定及び額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けの申請については、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）第4条及び第14条並びに森林造成等事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条及び第8条の規定に基づき、下記のとおり交付決定及び額の確定をしたので通知します。

記

1 補助対象事業名

〇〇〇〇事業

2 補助対象経費

金 円

3 補助金額

金 円

4 補助金交付に当たっての条件

- (1) 本補助金は、補助事業の遂行の目的以外のものに使用してはならない。
- (2) 補助事業者は、規則、要綱及び造林事業実施要領を遵守すること。
- (3) 補助金の代理受領者は、要綱第12に基づき、受領した補助金を速やかに事業主体に支払うとともに、当該補助金の交付条件を通知すること。
- (4) 補助事業者は、補助金交付申請書及びその証拠書類等を、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保管するものとする。
- (5) 補助事業者は、補助事業完了年度の翌年度から少なくとも5年間は補助事業に沿って、補植、保育、森林保険加入等、成林を図る上で必要な管理を行わなければならない。
- (6) ※各補助事業に係る補助金の交付に当たって付すべき条件を記載。
(森林環境保全整備事業実施要領 第5の5(1) または農山漁村地域整備交付金実施要綱 別紙6 (森林整備事業に係る運用) 第8の6(1) を転記)

様式第6－1号

令和　年　月　日

愛知県知事　　氏名　殿

申請者　住　所
　　　　　氏　名

令和　年度森林造成等事業補助金に係る仕入れに係る消費税等
相当額の確定に伴う返還相当額について（報告）
令和　年　月　日付け　第　　号により交付決定通知があった　　事業補助
金について、森林造成等事業補助金交付要綱第10条の3項の規定に基づき、下記
のとおり報告します。

記

- 1 令和　年　月　日付け　第　　号による額の確定通知額
金　　円
- 2 補助金の確定時における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額
金　　円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した当該補助金に係る仕入れに係る
消費税等相当額
金　　円
- 4 要国庫補助金及び県補助金返還相当額（3－2）
金　　円
- 5 添付書類
3の金額の積算の内訳、補助金交付決定通知書（写し）等の参考となる書類

様式第6－2号

番 号
令和 年 月 日

愛知県知事 殿

市町村長

○○辺の森整備事業において取得した用地等の転用の承認申請書

令和 年 月 日 第 号で承認した○○辺の森整備事業計画に基づく創造の森整備事業により取得した用地等について転用したいので、森林造成等事業補助金交付要綱第10条の4項の規定に基づき、下記関係資料を添えて申請します。

記

- 1 転用対象地名
- 2 転用対象地の概要
- 3 転用の理由
- 4 転用の目的
- 5 その他（その他必要な事項、図面等）

様式第7号

令和 年度 造 林 事 業] 小規模森林育成事業 補助金配布明細書

申請番号	住所	氏名	補 助 金 交 付 内 訳				補 助 金 精 算 内 訳						差引支払額	支月	支 払 日	受領印	備考			
			造林種別	樹種別造林面積			県から交付された補助金額	苗木・肥料代金			森林保険料		事務手数料	計						
				ha	ha	ha		品名	数量	単価	金額	期間								
				ha	ha	ha	ha	円	本 kg	円	円	円	円	円	円	月 日				

注1) 「受領印」は現金配付の場合のみとする。

2) 2部作成し、1部は各人ごとに切取って様式第8号に使用する。

令和 年度 補助金配付通知書

令和 年 月 日

(補助事業者) 殿

代理人

さきに申請の委任があった令和 年度 補助金について今回補助金額が決定、交付されました。についてはさきに依頼を受けた条項に基づき下記のとおり差引精算のうえ配付します。

なお、補助金の交付には下記条件が付されていますので通知します。

記

1. 補助金額

2. 配付方法

(1) 口座振込 月 日 農協 支所貴殿預金口座に振込みました。

(2) 現金交付 月 日 時～ 時の間に本状及び印鑑持参の上までお出掛けください。

補 助 金 配 付 明 紹

様式第 7 号と同じ				
様式第 7 号から切りとつて貼りつける				

3. 交付条件

補助金受領者の義務及び補助金の返還等の条件は、愛知県補助金等交付規則及び森林造成等事業補助金交付要綱のとおりとする。

様式第9号

令和 年 月 日

殿

住所

氏名

令和 年度 事業補助金支払状況報告書

事業補助金の支払を下記のとおり完了しましたから報告します。

記

補助金受領年月日	令和 年 月 日
補助金支払年月日	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日
支 払 方 法	
補 助 金 受 領 額	円
補 助 金 支 払 額	円
未 払 又 は こ れ に 類 す る 金 額	件 円 理由
事 務 取 扱 責 任 者 氏 名	